

福島市新学校給食センター整備運営事業

客観的な評価の結果

令和6年3月27日

福島市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）
第8条第1項の規定に基づき、福島市新学校給食センター整備運営事業を実施する民間事業者を選定した
ので、同法第11条第1項の規定により、客観的評価を次のとおり公表する。

令和6年3月27日

福島市長 木幡 浩

<目次>

1. 事業概要	- 1 -
(1) 事業名称.....	- 1 -
(2) 公共施設の管理者名称.....	- 1 -
(3) 本事業の目的.....	- 1 -
(4) 事業の基本的内容.....	- 1 -
(5) 事業の実施スケジュール（予定）.....	- 2 -
2. 事業者の選定経過	- 3 -
(1) 事業者選定までの経緯.....	- 3 -
3. 優先交渉権者の選定	- 5 -
(1) 事業検討委員会.....	- 5 -
(2) 優先交渉権者の選定.....	- 5 -
(3) 優先交渉権者の構成.....	- 5 -
(4) 提案価格.....	- 5 -
4. 市の財政負担額の削減効果	- 6 -

1. 事業概要

(1) 事業名称

福島市新学校給食センター整備運営事業

(2) 公共施設の管理者名称

福島市長 木幡 浩

(3) 本事業の目的

市の学校給食施設は、開設後30年以上経過した施設が多く、建物と設備の劣化や「学校給食衛生管理基準」への対応が課題となっている。

このような課題を踏まえて、市では「福島市学校給食長期計画」を策定し、老朽化している現西部学校給食センター及び北部学校給食センターの統廃合及び栄養士未配置校の学校給食センター移行により、新学校給食センターを整備することとしている。

本事業は、設計・整備・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できるPFI手法を導入し、安全で安心な学校給食を安定的に提供することを目的として実施するものである。

(4) 事業の基本的内容

① 施設内容

- ・事業用地：福島市飯坂町平野字扇田8番地周辺
- ・敷地面積：約12,700 m²
- ・供給能力：最大10,000食/日

② 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本施設の設計及び建設を行い、竣工後に市に施設等の所有権を移転した後、維持管理・運営業務等を実施する方式（BTO：Build Transfer Operate）により実施する。

③ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和23年3月31日までとする。

④ 事業の範囲

事業者が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 設計・建設業務

- (a) 事前調査業務及びその関連業務
- (b) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- (c) 建設業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (d) 工事監理業務
- (e) 調理設備調達業務

- (f) 調理備品等調達業務
- (g) 事務備品調達業務
- (h) その他関連業務（交付金申請等業務、近隣対応・対策業務等を含む）

(イ) 開業準備業務

(ウ) 維持管理業務

- (a) 建物保守管理・修繕業務（外構等も含む）
- (b) 建築設備保守管理・修繕業務
- (c) 調理設備保守管理・修繕業務
- (d) 調理備品等保守管理・修繕業務（更新を含む）
- (e) 事務備品保守管理・修繕業務
- (f) 清掃業務（定期的な建物清掃）
- (g) 警備業務
- (h) その他関連業務（上記各項目に伴う各種申請等業務、長期修繕計画作成等を含む）

(エ) 運営業務

- (a) 調理業務（日常の検収補助、衛生管理、洗浄業務等を含む）
- (b) 配送・回収業務（配送車両調達及び車両維持管理等も含む）
- (c) 残渣・廃棄物処理等業務
- (d) 食育支援等業務（献立作成支援業務、広報支援業務、見学者対応支援、学校で行う食育の帯同を含む）
- (e) その他関連業務（光熱水使用量等管理、上記各項目に伴う各種申請等業務を含む）

(5) 事業の実施スケジュール（予定）

項目	事業スケジュール
事業契約締結	令和6年3月
設計・建設期間	令和6年3月～令和8年1月（22ヶ月間）
本施設の所有権移転	令和8年1月末
開業準備期間	令和8年2月～令和8年3月（2ヶ月間）
維持管理・運営期間	令和8年4月～令和23年3月（15年間）

2. 事業者の選定経過

(1) 事業者選定までの経緯

① 選定方法

本事業では、設計・建設、開業準備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の幅広い能力やノウハウを生かした効率的かつ効果的な事業実施が求められる。したがって、事業者の選定にあたっては、令和5年4月18日に公表した募集要項に記載する参加資格を応募者が有しており、かつ提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行った。

② 選定スケジュール

日程	事業スケジュール
令和4年 1月27日(木)	実施方針等の公表
2月21日(月)	第1回検討委員会
2月28日(月)	特定事業の選定
4月14日(木)	第2回検討委員会
4月19日(火)	公告、募集要項等の公表
5月10日(火)	募集要項等に関する第1回質問受付締切
5月24日(火)	個別対話の実施
6月3日(金)	募集要項等に関する第1回質問に対する回答公表
6月15日(水)	参加資格審査書類の受付締切
6月17日(金)	参加資格確認基準日
6月21日(火)	参加資格審査結果の通知
6月24日(金)	募集要項等に関する第2回質問受付締切
7月4日(月)	募集要項等に関する第2回質問に対する回答公表
8月5日(金)	提案審査書類の受付
8月26日(金)	第3回検討委員会
8月29日(月)	第4回検討委員会(基礎審査通過者なし)
令和5年 1月12日(木)	実施方針等の公表
2月21日(火)	第5回検討委員会
2月22日(水)	特定事業の選定
4月5日(水)	第6回検討委員会
4月18日(火)	公告、募集要項等の公表
5月2日(火)	募集要項等に関する第1回質問受付締切
5月22日(月)	募集要項等に関する第1回質問に対する回答公表
6月20日(火)	参加資格審査書類の受付締切 募集要項等に関する第2回質問受付締切
6月22日(木)	参加資格確認基準日
6月26日(月)	参加資格審査結果の通知
7月6日(木)	個別対話の実施
7月14日(金)	募集要項等に関する第2回質問に対する回答公表
8月4日(金)	提案審査書類の受付
9月5日(火)	第7回検討委員会

9月27日(水)	第8回検討委員会
10月13日(金)	提案書に関する事業者ヒアリング (プレゼンテーション含む) 第9回検討委員会
10月31日(火)	優先交渉権者の選定結果の公表
11月30日(木)	基本協定締結

3. 優先交渉権者の選定

(1) 事業検討委員会

福島市新学校給食センター整備事業検討委員会（以下「事業検討委員会」という。）の構成は以下のとおり。

	氏名	所属等
委員長	植田 和男	日本PFI・PPP協会 会長兼理事長
委員	星 憲太郎	日本政策投資銀行東北支店 次長 (令和4年6月15日まで 渡辺 秀幸)
委員	佐藤 玲子	福島県建築士会福島支部 理事
委員	森山 修治	日本大学工学部建築学科 教授
委員	土屋 久美	桜の聖母短期大学 生活科学科 教授
委員	三浦 裕治	福島市教育委員会 教育部長 (令和4年3月31日まで 矢吹 淳一)
委員	佐藤 昭憲	福島市財務部 財産マネジメント推進室 室長

(2) 優先交渉権者の選定

事業検討委員会は、優先交渉権者選定基準（令和5年4月18日公表）に基づいて審査を行い、優先交渉権者を選定した。（審査講評（令和5年10月13日公表）参照）

市は、事業検討委員会の選定結果に基づき登録番号1を優先交渉権者として決定した。

(3) 優先交渉権者の構成

登録番号	代表企業	構成員	役割
1	株式会社メフォス	株式会社 佐藤総合計画 東北オフィス 株式会社 杜設計 佐藤工業 株式会社 株式会社 大丸工務店 株式会社 中西製作所 福島営業所 株式会社メフォス 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 北日本支社 友愛プロサービス 株式会社 福島運送 株式会社 グラータィア税理士法人	設計・工事監理業務 設計・工事監理業務 建設業務 建設業務 調理設備等調達業務 運営業務 維持管理業務 維持管理業務 配送・回収業務 税理士業務

(4) 提案価格

9,487,701,291円（消費税及び地方消費税を除く。）

4. 市の財政負担額の削減効果

優先交渉権者の提案金額について、市が直接実施する場合とPFI方式により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。

この結果、本事業を従来手法で実施する場合に比べ、PFI方式により実施する場合は、事業期間中の財政負担額が約 7.03 %削減されるものと見込まれる。